

注釈史上の『源氏物語』 (要旨)

高野奈未*

『源氏物語』は、多岐に亘る長い注釈史を有する古典作品のひとつである。本発表では、シンポジウムのテーマ「制度・規範の変遷と『源氏物語』—明文化された制度と慣習としての制度—」に即して、注釈という「制度」において『源氏物語』がどのように扱われてきたか、その「制度」のうちに見られる「慣習」の表れについて報告する。

日本の古典文学史では、韻文である和歌が高い価値を持ち、散文の物語は虚構であるがゆえに下位に置かれてきた。注釈史においてもその価値観は引き継がれ、たとえば『伊勢物語』古注釈は、登場人物に歴史上の人物を比定したり、『伊勢物語』自体を業平の自記としたりすることで、虚構に対する批判を回避しようとする。これは『伊勢物語』に、実在の人物である在原業平の和歌が多数登場するために持ち得た視点であり、そうした例を有さない『源氏物語』では不可能である。また作者が紫式部であると知られていることも、『伊勢物語』とは異なる。中世では『源氏物語』の虚構のあり方も問題とされ、これが「狂言綺語」にあたるとされた。近世では物語内容の「好色性」が批判対象となり、それぞれ注釈の冒頭において、意義・効能を述べるかたちでその批判に応じている。

こうした文学に意義・効能を求める態度は、儒学的思想に基づくもので、国学はこれを打ち破ったものと考えられている。たとえば本居宣長の「もののあはれ」論は、『源氏物語』の虚構性・好

色性を否定せず、むしろそれゆえに読者に感動を与えるものとして評価する。ここに近代的文学観の萌芽を見出だすこともできるが、そもそも文学に意義・効能を求めるという点では、中世・近世前期の注釈の延長線上に位置付けられなくもない。文学に意義・効能を見出だそうとするこの姿勢こそが、近代以前の注釈の「慣習」であり、その「慣習」の内容が時代や各注釈によって異なる。先に述べたように、『源氏物語』の持つ性質がこの「慣習」を不可欠のものとしている。すなわち『源氏物語』は、作品内の言葉を解説するという形式をとる注釈の「制度」のなかに、とりわけ多様な「慣習」を見ることができるといえる特徴を注釈史上に有していると言えるのである。

上記の見取り図のもと、本報告では宣長の師である賀茂真淵の『源氏物語新釈』（以下『新釈』）を取り上げ、「慣習」の具体を示すとともに、総論で述べられる「慣習」が「制度」としての本文理解に対しどのように反映されているかを示す。

『新釈』は登場人物の心情描写の具体性を評価し、それを詳細に説明するが、これは『源氏』の虚構性を肯定し、人情を知ることには効能を見出していることに拠る。また、物語の「善き人」は皇統にあり、さらに皇統を尊重するものとして解する点にも特徴がある。特に源氏は皇統を尊重し、それを害さずに行動することが強調される。たとえば朧月夜の夜歩きに対し、『湖月抄』では「好色性」の批判を目的とした本文とし、『新釈』では「皇統」を尊重し、それを害する者を批判する本文と捉える。ここに「慣習」の変化が見て取ら

* 静岡大学准教授

れる。「長恨歌」等漢籍の利用に関する注釈についても、『新釈』においては皇統を重視する文脈として解釈されることが指摘できる。「皇統の重視」は『新釈』の「慣習」の一つの柱となっているのである。

『新釈』にはそれ以前の注釈に見られない、登場人物の心情に踏み込む解釈や、王権に注目した解釈があることは既に指摘されてきたのであるが、こうした解釈は、結果的に中世以来の注釈における「慣習」によって生み出されたものとも言える。

[付記] 本報告の論文は次号に掲載予定である。